

特別企画：インボイス制度に関する三重県内企業の意識調査

インボイス制度、企業の 81.0%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引について 44.5%が対応に苦慮 ～

2023 年 10 月 1 日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023 年 3 月 31 日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンク四日市支店は、インボイス制度に関する三重県企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2022 年 10 月調査とともに実施した。



※ 調査期間は 2022 年 10 月 18 日～31 日、調査対象は三重県企業の 314 社で、有効回答企業数 137 社（回答率 43.6%）。なお全国は 2 万 6,752 社、有効回答企業数 1 万 1,632 社（回答率 43.5%）

調査結果（要旨）

1. インボイス制度について、三重県企業の 81.0%（全国 76.6%）が『理解している』と認識。一方、16.0%（全国 20.0%）の企業が『理解していない』とし、全国平均よりも高い理解度となっていることがわかった
2. インボイス制度の登録状況については、57.7%（全国 52.9%）の企業が「2022 年 9 月時点までに申請済み」で「2022 年 10 月から 2023 年 3 月までに申請予定」18.2%（同 22.6%）と合わせると 2022 年度中に申請する企業は 75.9%（同 75.5%）となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は 3.6%（全国 3.8%）にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が 26.3%（同 25.4%）、「制度開始までに確認予定」が 46.0%（同 45.8%）となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては 46.7%（全国 51.1%）の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が 44.5%（同 41.5%）と多くの企業で、対応を決めかねている様子もうかがえた

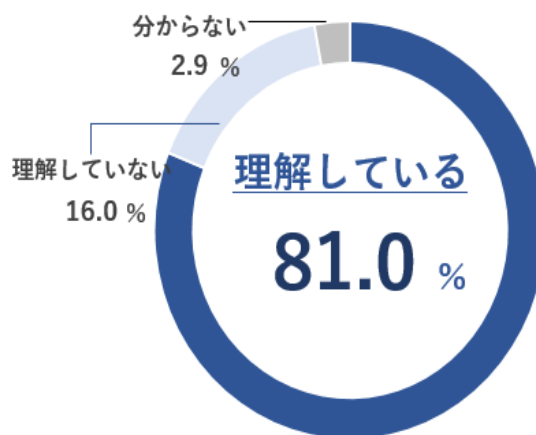
1. 企業の 81.0%がインボイス制度を理解、全国都道府県では 5 番目に高い結果

2023 年 10 月から、仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について尋ねたところ、県内企業の 81.0%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は 63.5%、「十分に理解している」は 17.5%。都道府県別では 5 番目に高い結果 となった。

他方、県内企業の 16.0%で『理解していない』という企業も存在した。

企業からは「顧問税理士と相談のうえ、時期を決めていく」（輸送用機械製造）といった声が聞かれた一方で、「免税事業者に対する周知を政府として行ってほしい」（小売）といった意見もみられた。

■インボイス制度の理解



注1：母数は、有効回答企業137社

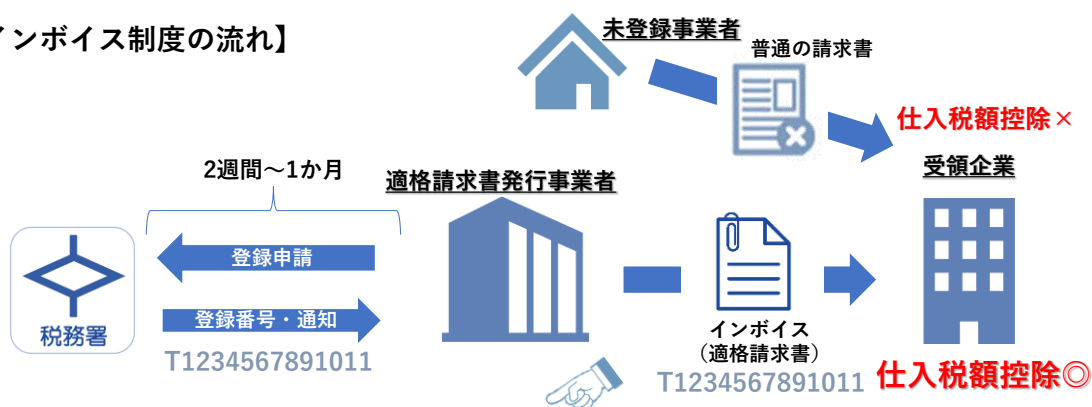
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

インボイス制度を『理解している』都道府県別

No.		(%)			(%)
1	新潟	81.6	43	香川	71.8
2	山梨	81.4	44	福井	71.3
3	大阪	81.4	45	宮城	70.4
4	和歌山	81.3	46	高知	67.8
5	三重	81.0	47	沖縄	64.9

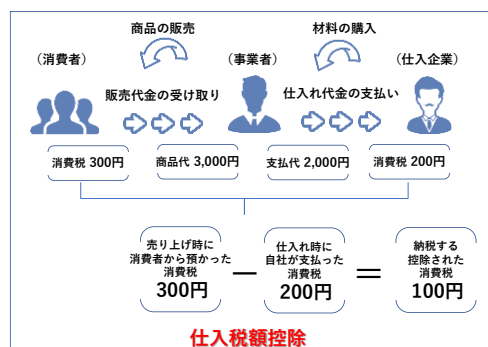
順位は少数点以下の処理を加味

【インボイス制度の流れ】



《以下の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度》

- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ✓ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額等
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



2.インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は57.7%

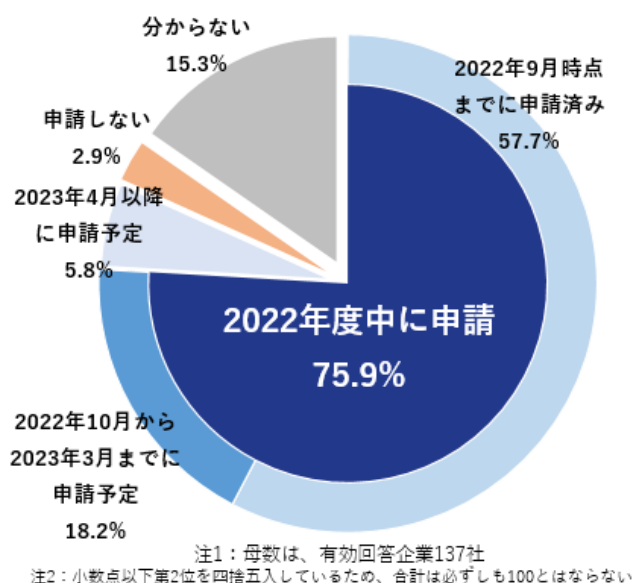
自社におけるインボイス制度の登録状況について尋ねたところ、企業の57.7%で「2022年9月末時点で申請済み」としていた。

「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（18.2%）と合わせると2022年度中に申請する企業は75.9%となる見込みである。

企業からは「顧問税理士と相談のうえで、時期を決めていく」（輸送用機械製造）、「中間業者なので上は進んでいるが、下は全く進まない」（飲食料品卸）といった声があがっている。

その一方で、「申請しない」企業は2.9%となった。

■インボイス制度の登録状況



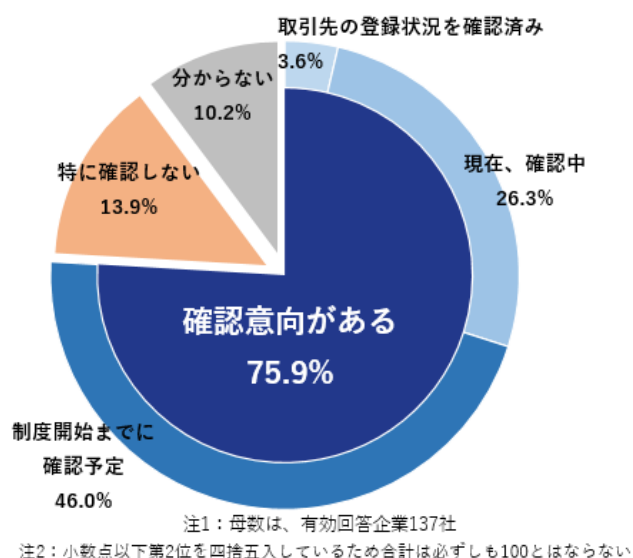
3.取引先の状況を確認する意向がある企業75.9%。既に確認済みは3.6%

自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」の企業は3.6%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が26.3%、「制度開始までに確認予定」が46.0%となった。

企業の7割超で取引先の状況を確認する意向があり、「消費税の扱いを含めた金額で取引先を選定する予定。免税事業者は相見積もり上、不利になると思われるが取引候補からは除外しない予定」（娯楽サービス）や「非常に分かり辛く、また取引先が理解していない場合も多く、とてもやりづらい」（農林水産）などといった意見があがっている。

他方、「特に確認しない」とする企業は13.9%となった

■取引先の登録状況の確認



4. 免税事業者との取引、経過措置期間は約半数で取引を行うが 44.5%の企業で対応を決めかねている

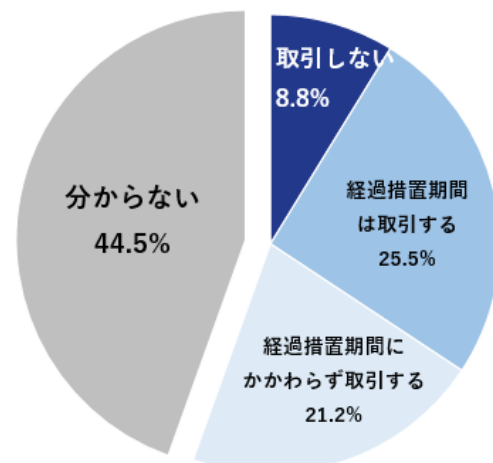
2023 年 10 月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引¹について尋ねたところ、「取引しない」とする企業は 8.8%となった。

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企業は 25.5%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は 21.2%となり、経過措置期間においては 46.7%の企業で取引を行うとした。

他方、「分からない」とする企業が 44.5%と多くの企業で、現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

企業からは、「経過措置期間後の具体的な行動方針を考えるのが難しい。」（飲食料品・飼料製造）といった声があがっている。

■ 免税事業者との取引



注1：母数は、有効回答企業137社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため合計は必ずしも100とはならない

¹ 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023 年 10 月から 2029 年 9 月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる（80%→50%の 2 段階設定）経過措置が設けられている

まとめ

本調査の結果によると、三重県企業の 8 割超がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022 年 9 月までに申請済みの企業は 6 割近くにのぼり、2022 年度中に申請が済む企業は 75.9%に及ぶなど、それぞれ全国平均を上回る水準となった。これらから県内の多くの企業で 2023 年 10 月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。

また、取引先の多くに免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業が一定数みられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声も少なくない。

制度開始まで 1 年を切ったなか、引き続き政府には広く情報が行き渡るよう、丁寧でわかりやすい情報発信が求められている。

株式会社帝国データバンク 四日市支店

【問い合わせ先】担当：服部 TEL 059-353-3411 FAX 059-353-4109

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。